

令和3年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和3年 9月30日 午後 1：30

○散 会 午後 2：06

○出席議員（17名）

1 番 鈴 木 壮 二	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 菅 原 理 恵 子
4 番 藤 原 仁 美	5 番 菅 原 龍 太 郎	6 番 佐 藤 敏 雄
8 番 中 川 光 博	9 番 澤 井 昭 二 郎	10 番 佐 藤 義 久
11 番 伊 藤 正 吉	12 番 藤 原 典 男	13 番 堀 井 克 見
14 番 菅 原 秀 雄	15 番 小 林 悟	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 鑑 仁 志	18 番 西 村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
学校教育課長 島 崎 徳 之	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二	議会事務局次長 鈴 木 学
----------------	---------------



令和3年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和3年 9月30日（4日目）午後 1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第50号 潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第51号 潟上市学校事故調査委員会設置条例（案）について
- 日程第 3 議案第52号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第53号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第54号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第55号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第56号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第57号 令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 9 議案第58号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第10 議案第59号 令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第60号 令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第61号 令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 認定第 1号 令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 3 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 4 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 5 号 令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 6 号 令和 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 7 号 令和 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 8 号 令和 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 9 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 0 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第50号 潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）について から 日程第23、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第50号、潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）についてから、日程第23、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告のあと、条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和3年度各会計補正予算（案）及び令和2年度各会計決算認定について、特別委員長報告のあと討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（西村 武） はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和3年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 令和3年9月15日、1日間。

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、市民生活部長、  
議会事務局長、各関係課長

4. 書 記 教育部幼児教育課、菅原職員

## 5. 審査の経過と結果について

議案第50号、潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）について。

本条例は、潟上市過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業等の用に供する設備の取得等をした者に対して、固定資産税の課税免除の措置を講じるため条例を制定するものです。

委員からは、課税免除を行った場合の補てん措置の有無について質問があり、当局からは、地方交付税で補てんされる旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、潟上市学校事故調査委員会設置条例（案）について。

本条例は、潟上市立小学校及び中学校における事故であって、調査の必要があると認められるものに係る調査及び審議を行う附属機関として、潟上市学校事故調査委員会を設置するため条例を制定するものです。

委員からは、今後の再発防止策について質問があり、当局からは、調査委員会の報告書には原因だけでなく再発防止策も提言いただき、当該家庭や子どもに寄り添い再発防止に努める旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、塩口北野分館を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。委員からは、塩口北野自治会の活動状況について質問があり、当局からは、すでに分館から活動休止の報告が出されている旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第50号、潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、潟上市学校事故調査委員会設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番(佐藤義久) これ予算決算委員会で質疑すればよかったのですが、条例に反対するものではありませんけれど、この自治会館の建物の面積等説明がないようですが、なかったかお伺いしたいと思いますけれども宜しいですか。

○議長(西村 武) 12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(藤原典男) 参考資料の中には、児童公園の遊園地の面積はありますけれども、質疑の中ではこの建物の面積については何も報告ございませんでした。質疑もありませんでした。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)



○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 令和3年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和3年9月15日、1日間。

2. 出席委員 澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、菅原理恵子、中川光博

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、  
福祉保健部技監兼社会福祉課長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部健康推進課、田仲 恵さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第53号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第53号潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

**【産業建設常任委員長の報告】**

○議長（西村 武） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 令和3年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和3年9月15日、1日。

2. 出席委員 藤原仁美、菅原龍太郎、鏡 仁志、西村 武、鈴木壮二、大谷貞廣

4. 書 記 産業建設部都市建設課、菅原智也さんをお願いをしております。

5. 審査の経過と結果

陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

本陳情は、生活費原則に基づいた全国一律最低賃金制度の実現、社会保険料負担や税の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充、最低賃金の大幅引上げについて意見書の提出を要望するものです。

委員からは、都市部と地方では物価や経済状況、人流が違うので雇用する会社が疲弊するのではないかなどの意見がありましたが、雇用する中小企業に国からの支援の拡充も併せて要望するものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第1号は採択することに決定致しました。

**【予算決算特別委員長の報告】**

○議長（西村 武） 次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。3番菅原予算決算特別委員長。

○予算決算特別委員長（菅原理恵子） 令和3年第3回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和3年9月15日、30日。

2. 出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、藤原仁美、菅原龍太郎、佐藤敏雄、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、鑑 仁志、西村 武、堀井克見、菅原理恵子

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書 記 議会事務局、石川さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算決算特別委員会に付託されました議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまで及び認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月15日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、予算の不用額は3月議会で減額補正し、財政調整基金に積み立てるべきではないかについて。

第2点として、主要事業の執行状況とその成果の項目に款項目・事業区分の項目を追

加した理由についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会では全ての審査を終了致しましたので、本日30日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第57号から議案第61号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで、予算決算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第57号から認定第10号までについて、これから順次、討論・採決を行います。

お諮りします。特別委員会において、全会一致で可決すべきものとまたは認定すべきものと決定されました議案等については簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと又は認定すべきものと決定されました議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第2号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第3号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第4号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第5号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定致しました。



次に、認定第6号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第7号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第8号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第9号、令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了致しました。

これをもちまして、令和3年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

本日は大変ご苦勞様でございました。以上をもって終わります。

---

午後 2時06分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 藤 原 典 男

〃 署名議員 堀 井 克 見